

令和6年度国民健康保険料について（改定）

※ 令和6年4月保険料（5月控除分） から適用となります。

| | 月額保険料 |
|---------------------------|----------------------------|
| 甲種組合員(管理) | 33,100円 (38,800円) |
| 甲種組合員(勤務) | 28,100円 (33,800円) |
| 後期高齢組合員 | 200円 |
| 甲種組合員の家族 | 13,300円 (19,000円) |
| 乙種組合員第1 | 22,600円(28,300円) |
| 乙種組合員第2 | 19,800円(25,500円) |
| 乙種組合員の家族 | 13,300円 (19,000円) |
| ★減額申請により適用 甲種組合員(管理のみ) | 減額①・・・22,700円 (28,400円) |
| | 減額②・・・26,100円 (31,800円) |
| 介護保険料 | 5,700円 |

※ ()内の金額は、介護保険第2号被保険者の保険料です。

* 介護保険第2号被保険者・・・40歳誕生日の前日から65歳誕生日の前々日まで。

※ 保険料減額申請について

減額①・・・前年分の総収入が600万円以下で、総所得が300万円以下

減額②・・・前年分の総収入が600万円を超え1,100万円以下で、総所得が300万円以下

*** 保険料減額は、申請月からの適用となり、遡ることはできません。**